

放課後児童クラブの人員配置基準について

野々市市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和3年3月議会上程） 新旧対照表

改正後	現行
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、利用者の支援に支障がない場合であって、市長が別に定める利用者の安全確保方策による対策が講じられているときの放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに1人とすることができる。</u></p> <p>4 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>5・6 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>

検討 第10条第3項 新設 条例で規定する「市長が定める安全確保方策」について

1 以下の(1)又は(2)に該当すること。

※1人配置(障害児への加配職員除く)とする場合は、利用登録時に利用時間、利用する曜日を聞いて、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握しておくこと

(1) 利用児童が一人もいない時間帯

(2) 児童数が少ない時間帯や土曜日などについては、1支援単位当たりの児童数が20人未満、かつ、合同保育を実施した上で、合計児童数が概ね40人以下であること。

2 その他

1. 緊急時の対応に関するマニュアルを作成し、マニュアルに沿った訓練又は研修を行い、日頃から職員間で共有すること。

2. 災害等の発生に備えて、具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に(少なくとも年2回以上)訓練を行うなどして迅速な対応ができるようにすること。

3. 保育中における事故に対応できる保険に加入すること。